

# 外部専門家を役員として活用しませんか？

～ 当会の外部役員資格者は国の基準に則ったものです。～

一般社団法人埼玉県マンション管理士会

この制度は、高齢化などによる役員のなり手不足を解消し、マンションの管理不全を防ぎ、管理組合運営の適正化を図るものです。

## 理事会等に出席させて頂きご説明します！（無料）

### 経緯

区分所有者の高齢化や建物の老朽化による管理不全対策などの理由により、平成28年3月、法律に基づく告示基準が改正され、新たに「外部専門家」の規定が設けられました。また、これにあわせて標準管理規約も改正となり、外部専門家活用にあたっての基準が示されました。

こうした国の基準に則り、一般社団法人埼玉県マンション管理士会として、「外部専門家活用に関する要綱」を制定し、一定の要件を備えたマンション管理士を「外部役員資格者」として登録することとし、普及活動を推進している状況です。

### 外部役員資格者の要件と当会の対応

◎以下の要件を備えた者を「外部役員資格者」として登録しています。

- (1) 埼玉県分譲マンションアドバイザーの登録を受けている者
- (2) マンション管理士賠償責任保険に加入している者
- (3) 当会が行う外部役員資格者講習を受講した者
- (4) 当会が行う業務監査を年1回以上受ける者



◎当会では、管理組合の皆様にご安心いただけるよう、次の体制を整えております。

- (1) 外部役員資格者に不適切な行為等があった場合には、当会の倫理規程等に基づき厳格に対処いたします。
- (2) 外部役員資格者が、受任した業務を継続することができなくなったときは、当該外部役員資格者の補欠者を派遣し、管理業務の継続に影響を与えないよう適切に対処いたします。

※なお、外部専門家活用に係る契約は、管理組合と外部役員資格者（マンション管理士）との間で行うものであり、当会が関与することはありませんのでご了承ください。

## 役員のなり手不足の解消や管理の適正化を図る為、外部専門家（マンション管理士）の活用をお勧めします！



- ◆ 役員のなり手不足を解消し、区分所有者の負担も軽減
- ◆ 管理組合の機能不全を解消し、主体性を持った理事会運営を実現
- ◆ 区分所有者間の関係を気にすることなく、提案や意見を述べるができる。
- ◆ 業者との交渉などを直接行うことで「最小の費用で最大の効果を上げる」ことができる。

### 一般社団法人埼玉県マンション管理士会

〒330-0063 埼玉県さいたま市浦和区高砂一丁目13番5号

TEL 048-711-9925 FAX 048-711-9952

HP <http://www.saitama-mankan.com/>